

令和7年度秋季旅行商品造成及び 催行支援事業助成金

岩手県秋季観光キャンペーン期間中における旅行会社等による岩手県を対象とした旅行商品造成及び催行に対し、助成金を交付します。

対象事業

- 次に掲げる条件をすべて満たしているもの。
- ・催行期間が令和7年9月1日(月)から令和7年11月30日(日)までの間であること。
 - ・岩手県内の観光施設や観光スポットに立ち寄り、秋季の体験プログラムやアクティビティ、祭り、みちのく潮風トレイル等のコンテンツを利用した旅行商品を造成し、催行すること。
 - ・募集型企画旅行であり、パンフレットやチラシの配布又はホームページへの掲載等により参加者を募集すること。
 - ・協議会が指定したアンケートを実施し、実績報告時に提出すること。
 - ・県北・沿岸地域もしくは内陸地域の町村で宿泊する商品については助成額を加算する。

対象事業者

- 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者とする。
- ・旅行者（第1種、第2種、第3種、地域限定）
 - ・旅行者代理業を営む者

助成金額

区分	助成要件	助成額 (1人当たり)	上限額 (1商品当たり)	上限額 (1事業者当たり)
基本額	(1) 上記の条件を全て満たす旅行商品	5,000円	対象経費の3分の2 以内又は500,000円 のいずれか低い額	1,000,000円
加算額	(2) 上記(1)に加え、県北・沿岸地域もしくは内陸地域の町村に1泊以上宿泊する旅行商品。	5,000円		

対象経費

- (1) 旅行商品の造成に要する経費
 - ア パンフレット・チラシの製作に要する経費
 - イ 広告掲載に要する経費
- (2) 旅行商品の催行に要する経費
 - ア 岩手県内の周遊に要する経費



詳細は県HPをご覧ください。



募集期間

令和7年4月30日(水) から令和7年8月29日(金) まで
※予算額に達した場合、公募期間内であっても公募を締め切ります。